

【ベトナム】ベトナムにおける知的財産法改正について

2021年2月17日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムにおける知的財産法改正についてのお知らせです。

ベトナム科学技術省は、知的財産法の改正案を公表し、パブリックコメントの募集を行った。

今回の改正は、国際的な合意（EU 越間自由貿易協定や CPTPP など）と整合させることなどが目的である。

また、本改正が施行されるまでには数年かかる見込みである。

知的財産法の改正案の主な内容は以下のとおりである。

1. 著作権関連の改正

(1) 著作権の所有権（第 20 条）：著作権の所有権に、実演権、複製権、公衆送信権、公衆送信のための輸入権、伝達権、貸与権等が含まれることが明確になるよう修正する。

(2) 映画・演劇の著作権（第 21 条）：現代の運用に見合うようスタジオアートや小道具等に関する個人の権利を削除するとともに、映画や演劇の製作に投資した者が作品タイトルの決定や編集に同意できる旨規定する。

(3) コンピュータープログラムの著作権（第 22 条）：コンピュータープログラムの作成者が編集及びアップグレードに同意できる旨規定し、コンピュータープログラムの使用許諾を受けた者にバックファイルを作成する権限を認める。

(4) 許可及び許諾料の支払いが不要な公表著作物の使用（第 25 条）：政府機関内での非商業目的による使用、図書館の運営のための使用、視覚障害者等のための使用を追記する。

(5) 許可が不要なもの、許諾料の支払いが必要な公表著作物の使用（第 26 条）：現行の知的財産法第 33 条第 2 項の規定（営業及び商業活動での使用）を第 26 条第 1b 項に移行する。

2. 産業財産権一般

(1) 意匠の用語の解釈（第 4 条）：完成品の組み立てに関わる部分も保護範囲となることを明確にする。

(2) 秘密特許（第 4、89、120 条）：秘密特許及び海外での出願に対する安全保障管理に

に関する規定を追加。

- (3) 発明の新規性（第 60 条）：ある発明について、他の者が先行出願や先行技術において開示していたものの、その発明の出願日又は優先日の後に公開された場合に、当該発明が新規性を失うことを明確にする。
- (4) 保護の対象となる商標の要件（第 72 条）：音商標を追加する。
- (5) 商標の識別性（第 74 条第 2 項）：識別性の判断は出願時点で行うことを明確にする。
- (6) 保護の効力の終了（第 95 条）：商標が公衆への欺罔を引き起こしている場合、商標が一般名称になった場合、外国の地理的表示が本国で保護されなくなった場合等に保護の効力が失われる旨明記する。
- (7) 保護の無効（第 96 条）：無効理由に、悪意を持って商標を出願した場合などを追加。

3. 登録手続

- (1) 出願の方式審査（第 109 条）：保安管理に関する法規則に違反している特許出願が方式要件を満たさない旨明記する。
- (2) 意匠出願の公開（第 110 条第 3 項）：商品を市場に出す前に公開されることを避けるため、公開期限を出願日から 7 か月以内に延長する。
- (3) 不服申立て手続（第 119a 条）：拒絶査定に対する不服申立ての手続に関する条項を追加する。
- (4) 代理人の要件（第 155 条）：商標・地理的表示・営業秘密等を取り扱う代理人は法学士号（Bachelor's Degree in Law）が、特許・意匠・回路配置を取り扱う代理人は法学士号及び技術分野での学士号（University Degree）が必要となる旨追記する。

4. 産業財産権の侵害

- (1) 侵害行為に対する行政罰（第 211 条）：行政罰の対象となる侵害行為について、著作権の侵害行為に限定するか、商標権、地理的表示等の侵害行為も含むかについて、検討中。

情報公開日

2020 年 12 月 15 日

URL 等

http://www.noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/thong-bao-/asset_publisher/vTLYJq8Ak7Gm/content/du-thao-luat-sua-oi-bo-sung-mot-so-ieu-cua-luat-so-huu-tri-tue

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。